

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

市町村名 (市町村コード)	洲本市 (28205)
地域名 (地域内農業集落名)	天徳 (天徳)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年3月28日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻中心で一部露地野菜の複合経営にも取り組んでいるが、認定農家がおらず若い担い手も少ない。高齢化が進む中で10年後には離農者が増え、耕作放棄田の増加が懸念される。農地は基盤整備が行われておらず農地1区画あたりの面積も小さく農道も狭いため効率化は望めず、水路も老朽化しており他地区からの担い手の呼び込みが難しい。現状でも中山間地では休耕田がすでに発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

基盤整備が可能であれば作業の共同化やオペレーターの育成も進み、いくらか効率的効果的な活動が可能である。一方現状では地域内での法人化が困難であり、農地管理機構を利用しつつ外からの就農者を募ったり、マッチングを進める。また地域資源の維持管理は多面的機能支払交付金を活用し、非農家も含めた活動にしていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	16.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

天徳地区とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
基盤整備が行われていない現状では耕作可能な農地から放棄田が出ないよう現担い手に集約していく。隣接する耕作者でも不可能な場合は、新しい就農者が現れた場合はその者に集積する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画策定後は、地区内で耕作できない農地は農地中間管理機構を使って賃貸借を進めていく。(現在利用権設定されている農地は満了をもって移行する。)
(3)基盤整備事業への取組方針
地域計画現状地図を作成する過程で十分話し合いを行い、基盤整備について前向きに考えていきたい。農地を農地中間管理機構に貸し付け負担金ゼロの基盤整備が可能であれば進めていきたい。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内で企業体の経営は困難であったため、外部からの就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。並行して地域内でも後継者の育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻については外部の農作業委託組織にWCSや水稻の作業の委託や防除作業委託をし、農家の負担の軽減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①地域における鳥獣害対策のマップ作りや新たな捕獲人材を募集し育成していく。 ⑦多面的機能支払交付金を活用し、非農家も含めた地域資源の保全、管理に努める。 ⑧農業用ハウスの空きがあり、就農者を募って活用し地域農業の活性化につなげる。				